

令和7年度川崎市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託 事業者募集要項

I 事業の概要

1 委託名

令和7年度川崎市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託

2 業務の目的

川崎市子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に規定する家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 業務概要

- （1）訪問支援員の確保
- （2）訪問支援員の派遣調整
- （3）訪問支援の実施
- （4）実施内容等の報告

4 募集要件

次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- （1）本事業の実施に対して意欲を有し、かつ児童福祉に理解を持つ事業者であること。
- （2）業務内容に対応できる従業員を有するなど、本事業の安定した適切な運営が確保できること。
- （3）次のいずれかに該当している事業者であること。
 - ・他の自治体において、子育て世帯訪問支援事業を実施した実績がある。
 - ・本市または他の自治体において、本事業と類似する事業（養育支援訪問事業、訪問型の家事支援事業など）を実施した実績がある。
 - ・家事支援又は育児支援を実施した実績を有し、訪問支援を実施できる体制が整っている。
- （4）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- （5）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しないこと。

5 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

6 業務内容

別紙1「令和7年度子育て世帯訪問支援事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によります。

7 委託料単価

世帯区分	1時間当たりの 委託料	1日当たりの 交通費	減免区分 世帯加算	会議出席費	キャンセル料
生活保護・ 市民税非課税世帯	3,000円	1,860円	500円	3,000円	500円
その他の世帯	3,000円	1,860円	—	3,000円	0円

Ⅱ 募集の手続き

1 申請書の提出

(1) 事前説明

事前に事業概要を説明させていただきますので、下記URLから申込をしてください。事業概要説明後に、事業者登録に係る申請書類一式及び提出先URLをメールにて送付いたします。

URL:<https://logoform.jp/form/FUQz/1182383>

(2) 提出書類

本事業の受託を希望する者は、次の書類について各1部ずつを提出してください。なお、代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

- ① 川崎市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託事業者登録申請書【原本】
- ② 誓約書【原本】

(3) 提出方法

原則オンライン手続きかわさきからの提出とし、Ⅱ1(1)②誓約書のみ原本を持参又は郵送により提出してください。

① 持参の場合

Ⅱ5に記載の担当者に事前連絡の上、持参してください。

【提出先】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当

(川崎市役所本庁舎15階)

② 郵送の場合

【郵送先】

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当

(川崎市役所本庁舎15階)

2 委託契約の締結

申請書受理後、本市にて提出書類確認のうえ契約の可否を通知します。その後、速やかに委託契約を締結するものとします。

3 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 募集要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (6) 応募に際して不正行為があった場合

4 その他

提出書類は契約の可否にかかわらず、返却いたしかねますのでご了承ください。

5 提出先及び問合せ先

所管課：川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当

川崎市役所本庁舎15階

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2693

E-mail：45zidoka@city.kawasaki.jp

担当者：久松・高嶋